

平成29年度行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費				担当部局庁	労働基準局		作成責任者			
事業開始年度	昭和43年度	事業終了（予定）年度	終了予定なし	担当課室	労災管理課		志村 幸久				
会計区分	労働保険特別会計労災勘定										
根拠法令 （具体的な条項も記載）	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成7年法律第35号）附則第8条				関係する計画、通知等	-					
主要政策・施策	-				主要経費	社会保障					
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	炭鉱災害に係る一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。										
事業概要 （5行程度以内。別添可）	都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要するもの：最高限度額 105,130円、最低保障額 57,110円 ②常時監視を要し、随時介護を要するもの：最高限度額 78,850円、最低保障額 42,830円 ③常時監視を要するが、通常は介助を要しないもの：最高限度額 52,570円、最低保障額 28,560円 （※いずれも平成29年度の月額）										
実施方法	直接実施										
予算額・執行額 （単位：百万円）			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
	予算の状況	当初予算	9	9	8	7					
		補正予算	-	-	-	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	-	-					
	計		9	9	8	7	0				
	執行額		7	6	精査中						
	執行率（％）		78%	67%	0%						
	当初予算＋補正予算に対する執行額の割合（％）		78%	67%	-						
平成29・30年度 予算内訳 （単位：百万円）	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	介護料支給費		7								
	庁費		0								
	計		7	0							
成果目標及び 成果実績 （アウトカム）	定量的な成果目標		成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 －年度	目標最終年度 29年度
	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。		申請から支給決定まで1か月以内に処理をしたものの割合		成果実績	％	100	100	精査中	-	-
					目標値	％	80	80	80	-	80
					達成度	％	125	125	精査中	-	-
根拠として用いた統計・データ名 （出典）	社会復帰促進等事業処理状況調べ										
活動指標及び 活動実績 （アウトプット）	活動指標				単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	30年度活動見込	
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。			活動実績	人	22	24	精査中	-		
				当初見込み	人	23	23	24	精査中		
単位当たり コスト	算出根拠				単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	本経費は被災労働者の請求に基づき支給する介護料であり単位あたりコストの算出はなじまない。			単位当たりコスト	-	-	-	-	-		
計算式				/	-	-	-	-			

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	施策大目標3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること												
	施策	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ－3－2)												
	測定指標	定量的指標					単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度		目標年度 29 年度	
		労災保険の社会復帰促進等事業のうち成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)				実績値	%	82.6	81.4 (見込)	精査中	－		－	
						目標値	%	87.8	85	85	－		85	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係													
	本事業は、成果目標を「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。」としており、各年度ともに、事業目標を達成しており、測定指標に寄与している。													
	改革項目	分野:	－											
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)					単位	計画開始時 － 年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度		目標最終年度 － 年度	
						成果実績	－	－	－	－	－	－		
目標値						－	－	－	－	－	－			
達成度						%	－	－	－	－	－			
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)					単位	計画開始時 － 年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度		目標最終年度 － 年度	
						成果実績	－	－	－	－	－	－		
						目標値	－	－	－	－	－	－		
	達成度					%	－	－	－	－	－			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係														
－														

事業所管部局による点検・改善													
	項 目						評 価	評価に関する説明					
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。						○	平成8年の介護補償給付の創設に伴い、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(以下「CO特措法」という。)に基づく介護料を廃止したが、介護補償給付制度の創設前から既に介護料を受給している者については、経過措置として、CO特措法に基づく介護料を引き続き受給することができることとされた。 本事業は介護料を必要とする方にもれなく支給することを目的としているところ、対象者が存在する限りはニーズが存在するため、国民や社会のニーズを反映したものといえる。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。						○	本事業は、労災による被災者の援護のための事業であることから、労災保険を管掌する国が行うべきである。					
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。						○	本事業は、被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図るために、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずるものであり、対象者が存在している間は、必要かつ適切であるとともに優先度は高い。					
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。						－	－					
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。						無						
	競争性のない随意契約となったものはないか。						無						
	受益者との負担関係は妥当であるか。						○	本事業は、労災による被災者援護のための事業であり、事業者負担として行うことが妥当である。					
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。						－	－					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。						－	－					
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。						○	本事業は、支給対象者から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、必要な介護料及び経費に限定されている。					
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)						－	精査中						
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)						－	－						

	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内と目標設定することにより、効率的な業務運営を図っている。			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		-	精査中			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	精査中			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本介護料は、介護補償給付の創設に伴い廃止されたものの、経過措置として引き続き受給することができることとされたものであることから、役割分担は適切である。			
	所管府省名	事業番号	事業名				
	厚生労働省	0436	労災保険給付に必要な経費(介護補償給付)				
点検・改善結果	点検結果	本介護料の経費については、平成26年度以降継続して成果目標を達成しており、そのほかの各点検項目についても上記点検表のとおり適正に実施されている。 なお、平成28年度の成果実績・活動実績については精査中である。					
	改善の方向性	本介護料は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成7年法律第35号。以下「改正法」という。)附則第7条の規定により廃止された炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)第8条の規定に基づく介護料について、改正法の施行の日(平成8年4月1日)の前日において支給を受ける権利を有していた被災労働者に対し、改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第8条の規定がなお効力を有することとし、支払うものであることから、対象者が存在している間は、廃止することはできない。また、支給額の最高限度額及び最低保障額については、毎回、労働政策審議会の答申を得た上で改定を行っている。以上により、当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。					
外部有識者の所見							
行政事業レビュー推進チームの所見							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	660-11	平成23年度	986	平成24年度	830		
平成25年度	425	平成26年度	435	平成27年度	447		
平成28年度	445						

資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)	※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。					
	平成27年度実績 平成28年度は精査中 厚生労働省 6百万円 ↓ 〔 制度設計及び運用 〕 A. 福岡労働局 6百万円 ↓ 〔 介護料の支給 〕 B.被災労働者 6百万円 〔 介護料の請求 〕					
費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.福岡労働局			B.被災労働者		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	介護料支給費	一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対する介護料	精査中	介護料支給費	一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対する介護料	精査中
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト								
A.								
	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	福岡労働局	-	介護料の支給	精査中	その他	-	-	-
B								
	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	被災労働者	-	介護料の請求	精査中	その他	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト									
	ブロック名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	-